

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 令和5年6月7日(水) 午前 10 時～午前 11 時 26 分

場所 第 2 ・ 第 3 委員会室

出席議員 委 員 長 井上真砂美 副委員長 伊藤隆信 委 員 片岡健一郎
委 員 鬼頭博和 委 員 堀江珠恵 委 員 日比野 走
委 員 梶谷規子

欠席議員 なし

陳述人 大山節子、笠原あかね、蟻川美穂、佐藤美知代（請願第 1 号）

説明員 健康福祉部長 長谷川忍、教育こども未来部長 近藤玲子
行政課長 佐野剛、同主幹 井手上豊彦、市民窓口課長 富邦也、同主幹 小崎
尚美、同統括主査 丹羽真伸、学校教育課長 兼松英知、同主幹 酒井寿、子育
て支援課長 西井上剛、同主幹 佐久間喜代彦

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同統括主査 寺澤顕

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 46 号	岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 47 号	岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 48 号	岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 49 号	岩倉市障害者医療費支給条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
議案第 50 号	岩倉市印鑑条例の一部改正について	全員賛成 原案可決
請願第 1 号	小中学校の給食費無償化を求める請願書	賛成少数 不採択
陳情第 9 号	保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定 価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求め る意見書の提出を求める陳情	聞き置く

陳情第 10 号	介護・障害福祉職場の 1 人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く
陳情第 11 号	「1 年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情	聞き置く

◎委員長（井上真砂美君） 皆様、おはようございます。

ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案5件、請願1件であります。このほか陳情3件が送付されており、これらの案件を逐次議題といたします。

それでは、当局から挨拶をお願いいたします。

◎教育こども未来部長（近藤玲子君） 皆様、おはようございます。

本日は梅雨の晴れ間のとても爽やかなお天気になりました。

教育こども未来部におきましては、6月1日に異動がありました。また、4月以降異動がありまして、新たな体制での定例会の厚生・文教常任委員会ということで、課長、グループ長も出席して、丁寧な説明に努めてまいります。

本日は、委員会に付託として条例改正5件、また請願が1件ございます。慎重審議をお願いをいたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎委員長（井上真砂美君） ありがとうございます。

審査に入る前に、本日の審査順についてお諮りいたします。

請願第1号の請願者より意見陳述の申出がありましたので、これを認め、請願第1号の審査から始め、その後、付託議案の審査に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認めます。

それでは、審査に入ります。

初めに、請願第1号「小中学校の給食費無償化を求める請願書」を議題といたします。

請願者は意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（笠原あかね君） 給食費無償化を求める会の笠原あかねです。

本日はよろしくお願いいたします。

コロナ禍が長引き、世界情勢などの影響で物価高騰も激しく、暮らしがとても厳しくなっています。物価が上がる中、日本は教育費が世界一とも言われるほど高く、子育て世代も経済的に困難な家庭が増え、子どもたちにも影響を与えています。

その中で、岩倉市にも小・中学校の給食費無償化を求める声が広がっています。今回の請願に賛同し集まった署名が、6月7日現在2,884筆、2,884名

の方が小・中学校の給食費無償化を願っています。

9月、10月の2か月の小・中学校の給食費無償化、大変ありがたくうれしく思っています。どうか2か月だけでなく、継続しての小・中学校の給食費無償化を実現してください。憲法では、義務教育はこれを無償とすると明記しています。学校給食は義務教育の中で、児童・生徒の健全な発達を支えるとても大きな柱になっています。

子どもには学び、成長する権利があります。その権利は社会全体で責任を果たしていくことが大事で、それが少子化対策の一助となると考えています。安心して子育てできる岩倉市に子育て世代の移住・定住を促すことにもつながると思っています。全国でも多くの自治体が小・中学校の給食費無償化を実現しています。岩倉市でも小・中学校の給食費無償化を実現してください。

請願項目1．岩倉市における小・中学校の給食費を無償化してください。

2．国や愛知県に対し、無償化への補助の意見書を出してください。

以上です。ありがとうございました。

◎委員長（井上真砂美君）　ありがとうございます。

意見陳述が終わりました。

紹介議員の補足説明。

◎委員（梶谷規子君）　議会初日には、署名が2,375名ということで代表者の方を含めると2,376人の方の声が、今の意見陳述の中で2,884名という、さらにこの1日から今日の7日までの間に無償化を求める声が広がってきたことを思うものなのですが、やはりこの署名数の重さ、署名に込められた思いをしっかりと受け止めて審議したいと思います。

よろしくお願いします。

◎委員長（井上真砂美君）　ありがとうございます。

よろしいですか。

では、紹介議員の説明を終え、質疑に移ります。

質疑がありましたら、よろしくお願いします。

◎委員（鬼頭博和君）　まず、執行機関にお尋ねしたいんですけども、無償化をしている県内の自治体の状況、これについて教えていただきたいと思っています。

◎学校教育課学校給食センター所長（田島勝己君）　今の御質問ですが、完全な無償化をしている自治体について答弁をさせていただきます。

県内では豊根村、こちらは令和2年度から。それから、この令和5年度から飛島村が完全な無償化を実施しております。よろしくお願いします。

◎委員長（井上真砂美君）　ほかに質問はありませんか。

◎委員（片岡健一郎君）　ありがとうございました。

執行機関に再度お尋ねをいたします。

この岩倉市において小・中学校の給食費の完全な無償化を実施するとしますと、どれぐらいの予算、費用が必要になってくるのか、お尋ねをいたします。

◎学校教育課長（兼松英知君）　年間で約2億円必要となります。

◎委員（片岡健一郎君）　ありがとうございました。

2億円、毎年かかるということでございます。

さらにお尋ねいたしますけれども、岩倉市の今の財政状況、現状を鑑みて、全く予算編成を変えずに、特に削ることなく、この2億円、毎年この事業を恒久的に行うということは可能なんでしょうか。

◎行政課長（佐野　剛君）　この約2億円というものを、当初予算の段階で配当するというのは、かなり大きな財政負担となるというふうに考えておりますので、非常に現状では厳しいなというところでございます。

◎委員（片岡健一郎君）　ありがとうございました。

非常に厳しいという御答弁でしたが、それでは、ちょっと切り口を変えて質問します。

岩倉市において、現在、生活困窮の家庭のお子様の給食費、そういったものに対する支援というのはどのようなになっていますでしょうか。

◎学校教育課主幹（酒井　寿君）　生活困窮者に対する学校給食費への対応としましては、就学援助の制度というのがございます。この制度は、経済的に困っている児童・生徒の保護者に対して、学校給食費や学用品費、修学旅行費等、様々な品目で援助するという制度でございます。

支給対象者の要件としましては、児童扶養手当が支給された方だとか、市民税の非課税の方、それから国民年金が全額免除された方のほかにも、その他に家族構成によっても一定の認定基準というのを設けておりまして、認定されれば、学校給食費の実費分をはじめとする様々な援助費目を保護者の希望する口座のほうに毎月振り込んでいくということになります。

就学援助費の実績としましては、令和元年度から4年度までになりますが、4年間で平均を出しますと、小・中学校で全体で対象者が大体1年間で約430人ほど、金額にしますと約3,040万円ほどになります。全体の児童・生徒数から見た割合は、約13%の方に就学援助費を支給しているというような状況になっております。以上です。

◎委員長（井上真砂美君）　よろしいですか。

ほかに質問あったら、よろしく願いいたします。

◎副委員長（伊藤隆信君） 今、当局のほうから、財政的にも大変岩倉市は厳しいというお話をいただきまして、岩倉市は地方交付税をもらいがてらやりくりをやっているのは私ども承知しております。

そんな中、今回紹介議員という形で議員2名の方が、この厚生・文教常任委員会で署名されておりますので、ちょっとお話を聞きたいと思っております。

日比野委員に質問させていただきます。

紹介議員としてお話を聞きたいということで、財源のことについてお聞きしたいんですけど、それはよろしいでしょうか。

◎委員長（井上真砂美君） 続けてください。

◎副委員長（伊藤隆信君） 紹介議員の方にちょっとお聞きしますけど、財源について今当局の話が出ましたが、日比野委員は紹介議員になられていますが、財源についてどのようにお考えなのかお聞かせをください。

◎委員（日比野 走君） 財源につきましては、国政からの支給金から大きく賄われるものだと考えております。

◎副委員長（伊藤隆信君） 国政、国の。

◎委員（日比野 走君） はい。

◎副委員長（伊藤隆信君） つまり、国からもいただけるということですか。

◎委員（日比野 走君） そうですね。近々、給食費無償化という流れが国のほうから出てくるものと考えております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかはよろしいですか。

◎副委員長（伊藤隆信君） これにつきまして、もう一人署名議員が見えますので、梶谷委員のほうからもひとつお聞かせ願います。

◎委員（梶谷規子君） 国のほうからの補助、助成というのは、今のところは一時、3月頃でしたかね、給食費無償化の、国についても考えるということが言われていましたが、今具体的にはきちんとそういう流れはないという状況ですが、引き続きその流れを見ていかなくちゃいけない、求めていかなくちゃいけない、愛知県に対しても求めていかなくちゃいけないというふうに思っているところです。

市独自のというところでは、昨年度は基金に積み立てるお金というのが2億円は十分にありましたので、それでやれないのかという思いは大きくありましたが、ずっと恒常的にというところでは、予算の編成、見直しが非常に求められてくると考えますが、やはり今後政策の中で賛否分かれるところですが、大型なスマートインターチェンジを造っていく計画をなくしていくとか、そういう大まかな組替え予算によって、やはり子ども優先の財源をしっ

かり確保していくということを、やはり市長がやる気になればというか、組替えの中で可能にはなってくると思います。

◎委員長（井上真砂美君）　ほか質疑は。

◎委員（片岡健一郎君）　紹介議員にお伺いします。

当然、署名されていますので、内容的にも理解して、熟知しているという前提でお伺いしますので、よろしくお願いします。

岩倉市は、先ほどの答弁でありましたけれども、既に生活保護や生活保護に準ずる、そういった家庭の生活困窮の子どもに対しての給食費というのは手厚く支援されていると思っています。

一方で、この請願は全てのお子様に対してという請願でございます。ということは、そうでない、要は生活保護に準じない、そんなに苦しくない子どもや極めて裕福な家庭の子どもにも給食費を支援すべきだといった請願書なんですけれども、そういった極めて所得の高い家庭の子どもにも給食費を支援すべきと考える理由を、お考えを教えてくださいたいと思います。

◎委員（梶谷規子君）　やはり子どもたちは、本当に全ての子どもたち、私は一般質問でも今度そこを聞いていくわけなんです、やはり全ての子どもたちに平等に無償化にするということは大変大事なことだと思っています。

やはりきちんと裕福な家庭、所得の高い家庭は、それぞれの税負担をしっかりと、税負担のいろんな問題はあるわけですが、税負担をしっかりと所得に応じてしていくということで、子どもに関しての、特に給食は教育の一環で、大変今食育基本法ができて、さらに教育の一環として大きく見直されているところでありますので、全ての子どもたちに一律に無償化するということは大変大事だと考えているところです。

やはり就学援助を受けている子どもさんとの、見えない子どもの中での差別だとか、やはりまだ就学援助の申請までハードルが高くてできない御家庭に対して、給食費の口座振替、口座引き落としができませんでしたという状況を教師が児童・生徒にお知らせをしなくちゃいけないという教師の渡すほうの負担や、子どもたちがそういうのをもらう負担、様々なことを考えますと、本当に誰もが全ての子どもたちが無償化にするということが本当に大きな意義を持っていると考えるものです。

なので、所得の高い裕福な家庭は、それぞれのしっかりと所得税をはじめとする税負担で賄うということで、子どもに対してのものは全て平等に無償化ということを考えるものです。

◎委員（片岡健一郎君）　じゃあ、日比野委員にも同じ質問をいたします。

◎委員（日比野　走君）　僕も同じく、所得が高い、年収が高いからといっ

て、決して生活費の中で格差が生じると思っておらずに、所得税という形で、またほかの低所得者とは違って、また大きく税金も払っているわけですので、これらのことに関して、平等に一律に給食費を無償化にするということに関しての抵抗はないと考えております。

◎委員長（井上真砂美君）　ほかはよろしいですか。

◎委員（鬼頭博和君）　先ほど執行機関にお尋ねしたところ、完全に学校給食無償化しているのは愛知県内では豊根村と飛島村だけだということで、この請願書のほうには全国で256の自治体が無償化に一步踏み出しましたと書いてあるんですが、具体的なこの256という数字の内訳ですね、これは限定的にやっているとか、岩倉市は例えば第3子が今無償化になっていますけれども、そういったところも含めての数字ということではよろしいでしょうか。紹介議員の方どなたか、お答えできる方お願いします。

◎陳述人（蟻川美穂君）　紹介議員ではないですが、いいですか。

◎委員（鬼頭博和君）　大丈夫です。

◎委員長（井上真砂美君）　陳述人でよろしいですか。

◎陳述人（蟻川美穂君）　すみません、失礼します。

今の鬼頭議員の質問ですけれども、インターネット等で調べていただきますと、無償化を実現している地方自治体がばーっと出てきます。その中に一部、岩倉のように第3子は無償化するというふうなことも書かれていて、今日私はちょっとこれを持ってこなかったんですけれども、そういうものは出ておりますので、皆さんも議員さんですから御存じだと思えるんですけれども、そういうふうです。

◎委員（鬼頭博和君）　ということは、岩倉のような形のものも入った形での数字ということではよろしいでしょうか。

◎陳述人（蟻川美穂君）　はい、そう思っています。

◎委員（鬼頭博和君）　はい、分かりました。

紹介議員の方から何か説明ありますか。

◎委員（梶谷規子君）　やはり岩倉が9月、10月にやったように、国からの臨時交付金、コロナ対策や物価高騰対策の臨時交付金で3月まで無償化とか、これは2022年の12月現在ということなので、そういう交付金を使っただけの無償化という自治体の数がこの12月の時点では256自治体ということで公表されている数字だと考えています。

なので、恒久的にということだけでなく、一時的に、臨時交付金を使っただけの時限的にということも含めての2022年の12月時点での数字だと認識しているところです。

◎委員長（井上真砂美君） よろしいですか。

◎委員（鬼頭博和君） はい。

◎委員（堀江珠恵君） 紹介議員の方にお尋ねいたします。

先ほど、子どものほうは平等と言われておりましたが、この小・中学校、公立高校だけに限らず、今私学に通われているお子さんも見えるかと思うのですが、その私学に通われているお子さんに対してはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

◎委員（梶谷規子君） 小・中学校の給食費なので、岩倉市に住む子ども全てにと思いますが、私学に通われている子どもさんについては考えていませんでしたが、正直言って。全ての子どもさんになればいいと思いますが、岩倉市の財源でということ、公立小・中学校というふうに考えていましたが。

◎委員（堀江珠恵君） では、私学の子たちは今のところ、ここでは対象とは考えていないというお考えでよろしいでしょうか。

また、そのまま検討していただくというふうな形になっていくんでしょうか。

◎委員（梶谷規子君） 正直言って、そこははっきり考えていなかったですが、私学助成制度などもこれまで私学の父母の会の人たちから、いつも9月議会に、これからまたあると思うんですが、9月定例議会のときにいつも陳情や請願が出て、私学の助成制度を求めるところにもこれから入ってくるのではないかとこのように思っているところですが。

◎委員（堀江珠恵君） ありがとうございます。

◎委員長（井上真砂美君） いいですか。

◎委員（堀江珠恵君） はい、大丈夫です。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑がありましたら。

◎委員（片岡健一郎君） 今の堀江さんの質問はすごく重要だと思っているので、請願人の方にもお伺いしたいと思います、その私学に対しての考え方。ここには僕は読み取れないんですけど、この請願書からは、その辺を少しお考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎陳述人（蟻川美穂君） すみません、蟻川と申しますけれども、ちょっと私の考えになってしまうかもしれませんが、お答えしたいと思います。

先ほど、陳述者も言いましたように、日本の教育費が非常に高い。やっぱりその中で、大学に行ったり高校に行ったり、いろんなところで格差が生まれているのも現実だというふうに思っています。ですから、いろいろな支援が高校生や、それから大学生を抱える御家庭のところにも行くともっといいなというふうに思っていますけれども、今回の請願は、署名は、もう2月ぐ

らいからしております、3月も、お見えにならない議員さんも見えましたが、お願いに上がりました。そして、陳述書という形で出させていただきました。

ですから、今回は高校生の問題もありますけれども、小・中学生の給食費無償化に絞って請願、署名という形でお願いしたいと思います。

◎委員（片岡健一郎君） すみません、高校生はいいんです。僕は小・中学生、私立の小・中学生のことを言っているんです。そこに対しての、岩倉市にも当然私立に通われている小・中学生のお子さんが見えるわけです。公立は例えば無償化するとしたら、公平性がなくなると僕は考えているんです。この私立に通っているお子さんのお昼、食費代、給食費かもしれないですけども、給食がある学校も、お弁当を持っていっている学校もあるかもしれないですけども、ここの公平性はどうやって担保するんですかという質問です。

◎陳述人（蟻川美穂君） すみません、「しりつ」というのは「私立」のことですよ。そういうところで平等じゃないというふうなお考えということですよ。

だから、そこでは、正直ちょっと考えが足りないかなというふうには思っているんですけども、多くのここの岩倉市に暮らしているというか住んでいる小・中学生は公立の学校に通っている子が多いということと、それから私学に行くということは、お金がかかってでもその学校のいろいろな教育目標だとか、それからいろんな教育内容だとか、そういうものも理解した上で行ってみえるというかな、そういうふうで、そこはどうですかね。だから、その論理は、何ていうんでしょう。じゃあ子どもだけに私たちの税金を使っているのか、よく言われますよね。もっと困っているお年寄りの方だとか、障害をお持ちの方だとか、そういうふうにもっと本当に皆さんに回ればいいと思いますけれども、私たちは今、この子育て世代の親御さんにとってどういうことが望ましいんだろうかと考えたときに、現実にもうちにも小学生の孫がいますし、そして共働きで働いています。そのところをまず岩倉市が何とかしてくださるということで、やっぱり随分そこは暮らしやすいまち、子育てしやすいまちにつながっていくんじゃないかなというふうに思います。

岩倉はそういう市だというふうになんと誇りに思っていたので、ここを、この地域の中でも一番に実現していただきたいなというふうに思います。ですから、財源の問題については、ちょっと余分なことを言っちゃったらいけませんね。もう岩倉市が厳しいということは本当に何回も聞いているんですけども、だからこその2番目のところで、ぜひ皆さんの会派で、国や

県に少しでもこの補助予算をつけていただくということでお願いしたいなというふうに思います。

◎委員長（井上真砂美君） よろしいですか。

◎委員（片岡健一郎君） しつこいようでごめんなさい。多分、僕の問いに答えてないような気がするんですね、今のお話は。

結局、お金があるから、私立に行くような子はというふうに聞こえたんですけれども。僕は、さっき梶谷さんが言っていたのと全くこれが違うなというふうに、全ての子どもにということと言われたので、であれば私立に通うお子さんというのを見ないというのは、僕は違っているんじゃないかなというふうに感じるんですね。それだけはちょっと言っておきます。

◎委員長（井上真砂美君） 意見ね。

◎委員（片岡健一郎君） はい、これは意見で言っておきます。

◎委員長（井上真砂美君） では、質疑を終結しますが、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） では、質疑を終結しまして、次に、委員間討議に入ります。

発言する委員は挙手をお願いいたします。

◎委員（片岡健一郎君） いろいろ今、請願人の方からもお話をいただいたし、紹介議員の方からも質問に答えていただいたんですけれども、やはり第一に財源というのがすごく不明確なんです。やっぱり請願に署名する、もしくはこれを採決していくというのはすごく議会として重いことだと思うので、やはりその裏づけがないものをなかなか難しいなというふうには感じているんですね。

それはちょっと置いておいて、財源の話は。一番僕が引っかかっているのは、この請願趣旨の中を読み込みますと、やはり生活が苦しいと、困窮されているということで、やはり給食費を負担できない家庭もあるんだということ言われているんですけれども、先ほどの答弁であったように、生活困窮に値するようなお子さんの給食費というのは、岩倉市はすごく手厚くやっているなというように僕は感じているんです。なので、困窮している方は当然救っていますよと、岩倉市は。にもかかわらず、さらにやる必要があるというのが、ちょっと私の中でまだ腑に落ちない部分があるんですけれども、紹介議員の方のちょっとお考えを、そういえばここを改めてお聞きしたいんですけれども、よろしくをお願いします。

◎委員（梶谷規子君） 先ほども答えたつもりなんですが、生活困窮、就学援助制度はある、けれども、就学援助を受けている子と、ちゃんと家庭で

払えている子との、しっかり配慮はしてもらいながら、見えない壁というか、格差の中であると思うんですよ。

なので、幾ら就学援助制度や困窮の子どもさんたちに補助はあっても、やはり全ての子どもさんという大きさは、子どもにとっても教師にとっても非常に、教師の負担軽減にもなるというふうにも思うんですが、それは私の一般質問でも今度話そうと思っているところですが。

なので、いろんな家庭があって、就学援助金を本当にちゃんともらえるようになったものの、本当にいろんな事例があって、いろいろ相談があるところでも、お父さんのほうの口座に振り込まれました、就学支援金がやっと振り込まれましたといっても、その家庭がいろいろあって別居状態でいて、実際、給食費を払わなくちゃいけないお母さんの家庭のほうに、子どもがいる家庭のほうにはそのお金が入ってこなくて払えないとか、そういった御家庭もまれに、そういうケースもあったりします。

なので、そういう様々なケースがある中で、本当に無償化というところが非常に救われるというか、どの子どももどの家庭もというふうに思うものがあります。

◎委員（片岡健一郎君）　じゃあ、日比野委員、同じ質問をしますけど、お考えをお聞かせください。

◎委員（日比野 走君）　考えとしましては、岩倉市、確かに困窮している世帯への支援というのはとても手厚くしていただいていると思うんですけれども、ただこれまで岩倉市ができてから、50年ほど前にできたと思うんですけれども、その中でどんどん増税だとか物価高騰、あと保険料の増額だとかで、どんどん月々使っていくお金というのはどんどん増えていると思っておりまして、それで一番負担を負っているのが富裕層でもなく、岩倉で支援している困窮層でもなく、その中間層、そのどちらにも入り切れない方々に対して、給食費支援、無償化というのが一番負担を和らげるものの一つになってくるんじゃないかと思ひまして、今回署名をさせていただいております。

◎委員（片岡健一郎君）　そうすると、今の話だと、じゃあ高額、非常に所得があるところはやる必要がないと思うんですけれども、どうですか。

◎委員（日比野 走君）　その高額のところをやる必要がないということは伺ったんですけれども、じゃあその高額のところは一つ一つ、ここの家は年収が幾ら幾らだからやらないというのは、一々調べて給食費を無償化するしないというのを選んでいくのもまた一手間になってくるかと考えておりますので、それをするぐらいだったら、一律で無償化にしてしまったほうが。

◎委員（片岡健一郎君）　一手間は、やっぱり公平性のために僕はかけるべ

きだと思っんです、そういう考え方なら。手間がかかるからやらないというのはないと思います。やっぱり公平性は保たないといけないと思うので、今の発言は非常にちょっと僕は理解できないと思っています。

ほかの委員の方も意見があると思っんですけれど、すみません、僕ばかりしゃべって。

◎委員長（井上真砂美君） 委員間討議です。

◎委員（梶谷規子君） 1番の岩倉市に対して小・中学校の給食を無償化することというのが、何人かの委員の人たちが財源の問題でということ、もうとてもやれないというようなお考え、プラス所得の高い子どもさんには必要がないということでは言われているように思っんですが、2つ目の県や国が無償化していけば、岩倉も2分の1負担、3分の1負担ぐらいならやっっていける見通しが今度出てくるんじゃないかというふうに考えるものですが、憲法の問題でも国がやるべきというのは一番思っているところですが、その意見書を出していくという2つ目のことについては、皆さん同意して下さるでしょうか、一部採択という形でどうでしょう。

◎委員長（井上真砂美君） 梶谷委員のほうから一部採択という声がありました。

◎委員（堀江珠恵君） 今回署名をいただいている中で、この1番、岩倉市における小・中学校給食費無償化をすることと、あと国や愛知県に対し無償化への補助を働きかけることという、この2点で署名をいただいているかと思っんですが、そこの1番目の岩倉市におけるという部分を削除するというふうな形は、その署名をいただいた方たちには御納得いただけるのかどうかというのが少し疑問に感じたんですけど、いかがでしょう。

◎委員（梶谷規子君） 削除という考えではなく、岩倉市のこれまでの市民の皆さんから出た請願というのは、請願項目の中でこの部分だけでも委員が同意するという事になれば一部採択という形で採択をしてきた経過はあるわけなんです、別に削除という考えではなくというか、全体の請願の趣旨は分かるけれども、財源で厳しいというところで趣旨採択にしていくとかいう考えもあるし、ほかの皆さんの財源問題や全ての子どもたちというところでの合意が見られないという議論の中で、2つ目の一部採択なら合意していただけるかなという提案なんです、どうでしょう。

◎委員（片岡健一郎君） 僕も堀江さんと同じ意見で、やっぱりこの書面を見て署名されている方はいるわけですね、2,800人。やっぱり僕はこの2つがセットじゃないと、署名者に対して、署名者はこう思っているかもしれないんでね、2つがセットだから署名をするという方も見えると思っんです。

まずはそれが1点。

ちょっと静かにしてもらっていいですか。

◎委員長（井上真砂美君） すみません、ちょっと言葉が聞き取りにくいので、静かにお願いします。

◎委員（片岡健一郎君） まずそれが1点と、あと、僕は請願趣旨においても、やっぱり困窮者、困窮の方にということを大きくこの中では訴えていらっしゃるの、それに対してはやっぱり岩倉市は僕はやっているという感覚があります。ありますので、この請願趣旨においても、私の中では少し納得できない部分があります。以上です。

◎委員長（井上真砂美君） ほかの委員、いかがですか。

◎委員（鬼頭博和君） 今そういった一部採択という話が出ましたけれども、公明党の考え方としては、この学校給食無償化というのは進めていくべきだというふうに僕も考えています。

自治体にこれを全て負担させるというのは本当に大変なことだと思いますし、これはやっぱり国の責任でやっていただくというのは本当に大事なことです。この上の内容については、今そういった形でなかなか難しいというところ、私もこれはちょっと岩倉市だけで単独でやっていくというのは大変難しいと思うんですけど、国とか県に対しての補助を求めていくということに対しては私は賛成させていただきます。

◎委員長（井上真砂美君） ほかよろしいですか。

委員間討議を終結いたしますが、よろしいですか。

委員間討議を終結して、採決に移りたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員（梶谷規子君） その最後の採決が、全体に対しての採決だけにするのか、今、鬼頭委員が2つ目の国や県に対してというところでの賛成ということを表示していただいたので、一部採択というところの採決の方法もしてもらえないですかね。

◎委員長（井上真砂美君） 一部採択ということ……。

ちょっと暫時休憩にいたします。

（休 憩）

◎委員長（井上真砂美君） 休憩を閉じ、委員間討議を終結いたします。

意見がまとまらなかったの、次に、討論に入ります。

議案に対する討論のある方、よろしくお願いします。

◎委員（鬼頭博和君） 請願第1号「小中学校の給食費無償化を求める請願書」について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の請願については、請願趣旨にもありますように、長引くコロナ禍と物価高騰により、特に子育て世代においては貧困という問題がクローズアップされております。また、所得の格差というのも子どもの食生活に大きな影響を与えているというのも事実であると考えています。

学校給食の無償化については、これまでも国会で議論がなされており、国の少子化対策の中にも盛り込まれている内容ではあります。その上で、私自身はこの請願に全面的に反対するものではありません。

しかしながら、岩倉市が全ての費用を負担するということになると、今執行機関からの答弁にもありましたが、年間２億円という財政措置が新たに必要となるわけであります。この財源を恒久的に確保していくためには、予算編成の大幅な見直し、また、現在行われている岩倉市の様々な施策、こういったものを変更して財源を確保するという方法か、もしくは新たな税負担を市民に求めていくということになるわけであります。そういった措置を岩倉市に求めることは現状では大変難しいというふうに私は考えます。

岩倉市は他市町に先駆けまして第３子の無償化、また学校給食費を値上げせずずっと、近隣市町では非常に低い金額で給食費を維持してきました。今回、物価高騰にやむを得ず、今回物価高騰によって値上げは行いましたけれども、まだ近隣市町と比べれば非常に低額の給食費であるというふうに考えております。

また、子育て支援については、乳幼児の伴走型支援、また高校３年生までの医療費を無償化するという、こういった先進的な取組も岩倉市はしているわけであります。子育て政策をトータルで見ていくということであれば、大変に進んでいる自治体であるというふうに考えています。学校給食の無償化は必要なことではありますが、そのほかの問題、例えば不登校児童・生徒に対する施策、また教職員の働き方改革など、学校を取り巻く問題はまだまだたくさんあるわけであります。そういったものについて一つ一つ対策を打っていくということが、まず大事ではないかなというふうに考えます。

したがいまして、今回のこの請願第１号については反対とさせていただきます。以上です。

◎委員長（井上真砂美君） 賛成意見はございますか。

◎委員（梶谷規子君） 小中学校の給食費無償化を求める請願書に対して、賛成の討論をいたします。

非常にこれまでの議論の中で、所得の高い家庭の子どもや極めて裕福な子どもにも必要なのか、また岩倉は就学援助制度があるので大変な子どもさんたちにはきちんと手厚く給食費無償化がされていることなど議論がされてき

たところですが、やはり憲法26条にも、義務教育はこれを無償とすると掲げられておりまして、教育基本法、学校給食法、食育基本法ができて、またその中で学校給食がより子どもたちの食育について大きな変化がありました。子どもたちの給食が教育にとって大変不可欠なものだということが大きく変えられてきたわけです。

そういった中で、全ての子どもたちが給食費無償化になるということは、子ども条例がある岩倉市にとって、子どもが豊かに育ち、一人一人の子どもが大切にされるべき権利をしっかり保障して、その子どもたちの権利をしっかり保障し合おうという岩倉市、子ども条例がある岩倉市にとっては、この給食費の無償化をしていくということは非常に大きな意味を持つものだと考えます。

やはり国や愛知県に対して無償化への補助の意見書を出していくということで、この意見書(案)も県に対して、国に対して添付されているところですが、この意見書を出しながら、もちろん国に求め、愛知県に求めながら、岩倉市もこの給食費の無償化を実現するために、やはり議員としてしっかりその姿勢を持ち続けなくてはならないものだと考えております。

3,000近くの署名まで集められて、この署名に込められた思いをしっかり受け止めるならば、この請願書に対して何も反対する理由はない。賛成とするものです。

◎委員（片岡健一郎君） 請願第1号「小中学校の給食費無償化を求める請願書」につきまして反対の立場で討論をいたします。

まず初めに、私も高校生と中学生の子を持つ親であります。請願趣旨にありますように、我々子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境づくりを考えていただき、感謝を申し上げます。

しかしながら、次の理由から反対とさせていただきます。

1つ目の理由は、請願趣旨にある経済的に困難な家庭が増えていることを理由とされている点です。先ほどからの質疑にもありますように、岩倉市は既に生活保護や生活保護に準ずるような生活困窮家庭の子どもには給食費の支援がされており、所得によって栄養摂取の隔たりがないような配慮がされております。

2つ目の理由としては、財源の見通しが立っていないことであります。本請願は岩倉市立の小学校及び中学校の給食費を恒久的な無償化を求めるものであります。無償化に必要な財源は年間2億円ほどであり、国・県の財政措置がない前提でこれほどの財源を毎年恒久的に捻出していくには、新たな財源確保をするか、現状の事業を縮小もしくは中止せざるを得ないと考えます。

さらには、請願人及び紹介議員から財源確保に関する具体的な案も特に明言がございませんでした。

3つ目の理由としては、岩倉市の財源が限られている中、最小限の費用で最大限の効果を上げることを考えたとき、主に子育て支援は、物理的な支援に加え、身体的な支援や精神的な支援など複合的に展開していく必要があると考えます。私は学習支援や不登校支援、教職員の負担軽減やコミュニティ・スクールの推進等に財源を充て、教育分野を充実させていくことが、給食費の無償化よりも岩倉市にとって先に推進すべき必要な予算措置と考えます。

以上述べました理由から、この請願第1号に反対するものです。以上です。

◎委員長（井上真砂美君） 討論を終結して、採決に入ります。

請願第1号「小中学校の給食費無償化を求める請願書」について賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手少数であります。

採決の結果、請願第1号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

請願者の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩にします。

（休 憩）

◎委員長（井上真砂美君） 時間になりましたので、厚生・文教常任委員会、再開いたします。

続きまして、議案第46号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（鬼頭博和君） 今回の国民健康保険税条例の一部改正について、ホームページのほうで詳しい資料を見させていただきました。

その中で、今回支援分のほうが2万円増加ということで、全体で102万から104万になるということで限度額が上がるわけなんですけれども、このホームページのほうで支援分の世帯が107世帯で、86世帯が2万円分の負担増というふうに書いてあるんですけれども、その中に残りの21世帯は2万円未満の負担増というふうになっているんですけれども、これについて少し詳しくお話ししたいと思っています。

◎市民窓口課長（富 邦也君） こちらの86世帯につきましては、改正後、引き続き限度額が超過世帯になるというところで、86世帯となっております。

残りの、その他の21世帯につきましては、改正後、限度額から外れることになりまして、その2万円までの負担の増という方が21世帯対象となっております。限度額までは行かない方で、2万円までの増額という対象者が21世帯という形になっております。

◎委員（鬼頭博和君） よく分かりました。21世帯の方が今回の上がる世帯の中から若干外れてくるという、そういったことで理解させていただきました。ありがとうございました。

◎委員長（井上真砂美君） ほか質問はありませんか。

◎委員（梶谷規子君） 今言われたように国保運営協議会なんかの資料などでも見させていただいたところですが、改めて、今回賦課限度額が後期高齢者支援分で2万円上がることによって、市の増収がどれぐらいになるのか。

もう一方で、軽減措置が拡大されることによつての減額がどれぐらいになるのかお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 限度額の改正によつての影響額になりますが、全体で約193万円の増額となっております。

あと、軽減の措置につきましては、軽減世帯の合計になりますが、令和4年度の見込みで計算しますと138万7,000円ほどになっております。

◎委員（梶谷規子君） 軽減措置の138万円については、国からきちんと入っていくというところは確認させてもらっていいですね。お願いします。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 軽減拡大による保険税の減額分につきましては、基盤安定制度として、県が軽減額の4分の3を負担し、残りの4分の1は市が一般会計からの繰入れによつて対応をさせていただいております。

◎委員（梶谷規子君） 市の負担も4分の1あるという、軽減措置の中であるということなんですか。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 市の負担も残り4分の1、県が4分の3、市が残り一般会計から4分の1というふうに繰入れをして対応をさせていただいております。

◎委員長（井上真砂美君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。
次に、議案に対する討論に入ります。
討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第46号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。
採決の結果、議案第46号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第47号「岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございますか。

◎委員（梶谷規子君） 今度、こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関して、これまでの保育施設、厚生労働大臣が内閣総理大臣に改めるということなわけですが、このところの政権では、本当に内閣府に権限を集中させるという方向にどんどんってきているように思いますが、地方自治体にとってこの権限が、厚生労働大臣を総理大臣という改めることによっての、自治体にとっての変更というものはないでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今回の改正におきましても、つくられる指針が厚生労働大臣であったものが内閣総理大臣になるということで、直接自治体に関しましては、内容的には変わりのないものでございますので、出てくる通知等はこれからこども家庭庁から出てくることにはなるわけですが、自治体としてはそれに応じて対応していくことになるというふうには考えております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第47号「岩倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第47号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第48号「岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略します。

議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第48号「岩倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第48号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと

決しました。

続きまして、議案第49号「岩倉市障害者医療費支給条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、質疑を終結いたします。
お諮りします。

委員間討議を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。

議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第49号「岩倉市障害者医療費支給条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第49号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第50号「岩倉市印鑑条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。
質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） デジタル社会の形成を図るためということで、どんどん整備されるわけなんです、本会議でも話されたようにマイナンバーカードによるトラブルも続出している中で非常に心配な面もあるわけなんです、岩倉市は情報システム機構の、このシステムがどこのものを使っていて、これまでそういう事故とかは、トラブルなどはどうだったのか、改めてお聞

きしたいと思います。

◎市民窓口課長（富 邦也君） 岩倉市においては、住民票の写しのコンビニ交付サービスを実施しておりますが、問題のあった事業者ではないので、そういったシステムは利用しておらず、そういった発行もしていません。

事業者として岩倉市が使用している事業者ですが、地方公共団体の情報システム機構の自治体基盤クラウドシステムというものを使用させていただいております。そちらのほうで総点検を実施し問題がないことも確認をした上、報告のほうを受けております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかはよろしいですか。

◎委員（鬼頭博和君） すみません、1点だけお聞かせください。

このスマートフォンでこういった証明が、印鑑証明が取れるというふうになるということで、年内に開始予定だということで聞いているんですけども、大体いつぐらいになるのかというのは見通しは立っているのでしょうか。分かっていればお聞かせください。

◎市民窓口課長（富 邦也君） まだ国のほうから年内という形でしか通知が来ていけませんので、通知が来た上で実施させていただきたいと思っております。

◎委員（片岡健一郎君） 関連ですみません。

スマートフォンのOS対応というのがある程度出ているかなと思うんですけども、その対応状況が分かりましたら教えていただきたいんですが。

◎市民窓口課長（富 邦也君） こちらのほうはAndroidの9以上という形で聞いております。

◎委員長（井上真砂美君） ほかによろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（井上真砂美君） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） ないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第50号「岩倉市印鑑条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求

めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（井上真砂美君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第50号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情の取扱いについてを議題といたします。

陳情3件が送付されております。

陳情第9号「保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情」、陳情第10号「介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情」、陳情第11号「「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情」、3件が送付されていますが、これらの陳情の取扱いについてどのようにさせていただきますでしょうか。

〔「聞きおく」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 聞きおくと声が出ております。

聞きおくとして、各委員において熟読していただきますようお願いいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（井上真砂美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で厚生・文教常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。